

糖尿病患者の血糖コントロール

- 分子
 - HbA1c(NGSP)の最終値が7.0%未満の外来患者数
- 分母
 - 糖尿病の薬物治療を施行されている外来患者数
 - 過去1年間に糖尿病治療薬が外来で合計90日以上処方されている患者
 - 除外
 - » 運動療法または食事療法のみの患者

計算手順

手順①

調査期間中に自施設で発行されたすべての退院時処方箋および外来での処方箋ごとに「別表：血糖降下薬リスト」に該当する薬剤の処方日数を計算する

手順②

インスリンなど処方日数算定困難薬剤は1処方あたり処方日数30日として計算する

手順③

処方箋ごとに該当薬剤で最も長い処方日数をその処方箋の処方日数とする

手順④

処方箋の発行日が調査期間外で処方日数が調査期間内になる場合、調査期間内にかかる処方日数を日数計算の対象とする

手順⑤

処方箋の発行日が調査期間内で処方日数が調査期間外になる場合、調査期間内にかかる処方日数を日数計算の対象とする

手順⑥

調査期間中の合計投与日数の計算

注1 処方日数の重なりや処方箋の発行日間隔は問わない

注2 退院時処方箋は外来発行処方箋と同様に計算する

手順⑦

調査期間中に施行されたHbA1c(NGSP)の最終検査日とその値を求める

手順⑧

調査期間中にHbA1c(NGSP)が一度も施行されていない場合には最終検査日、最終値とも空白とし、分母からは除外しない

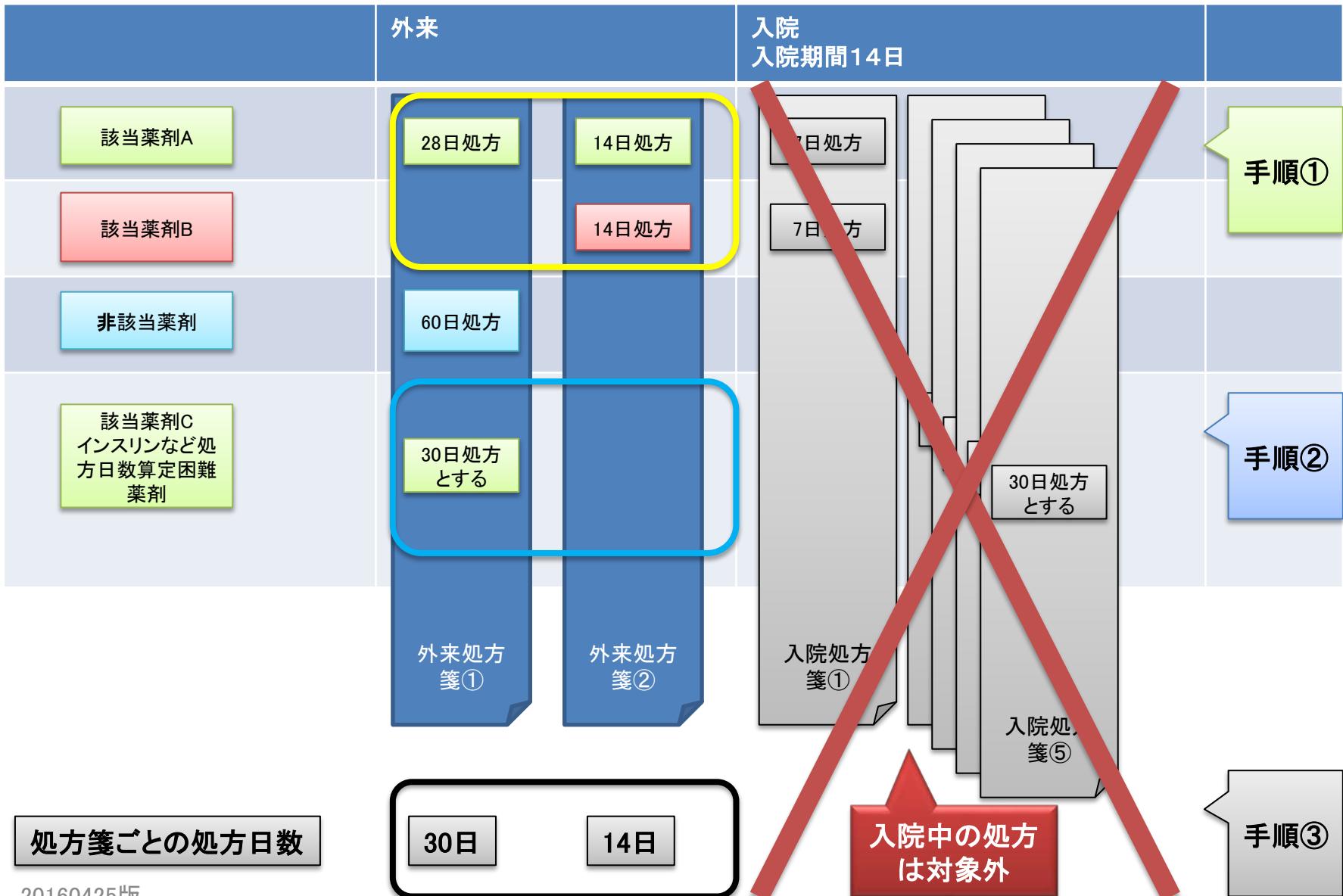
注3 HbA1c(NGSP)最終検査日が初回処方日以前または処方日数が90日に達する前であっても調査期間中に検査が施行されていれば分母・分子から除外しない

手順⑨

分母=合計処方日数が90日以上の患者数、分子=合計処方日数が90日以上かつHbA1c(NGSP値)が7.0未満の患者数とする。

計算手順詳細 手順①～③

- 手順① 調査期間中に発行されたすべての退院時処方箋および外来での処方箋ごとに「別表：血糖降下薬リスト」に該当する薬剤の処方日数を計算する
手順② インスリンなど処方日数算定困難薬剤は1処方あたり処方日数30日として計算する
手順③ 処方箋ごとに該当薬剤で最も長い処方日数をその処方箋の処方日数とする



処方箋ごとの処方日数

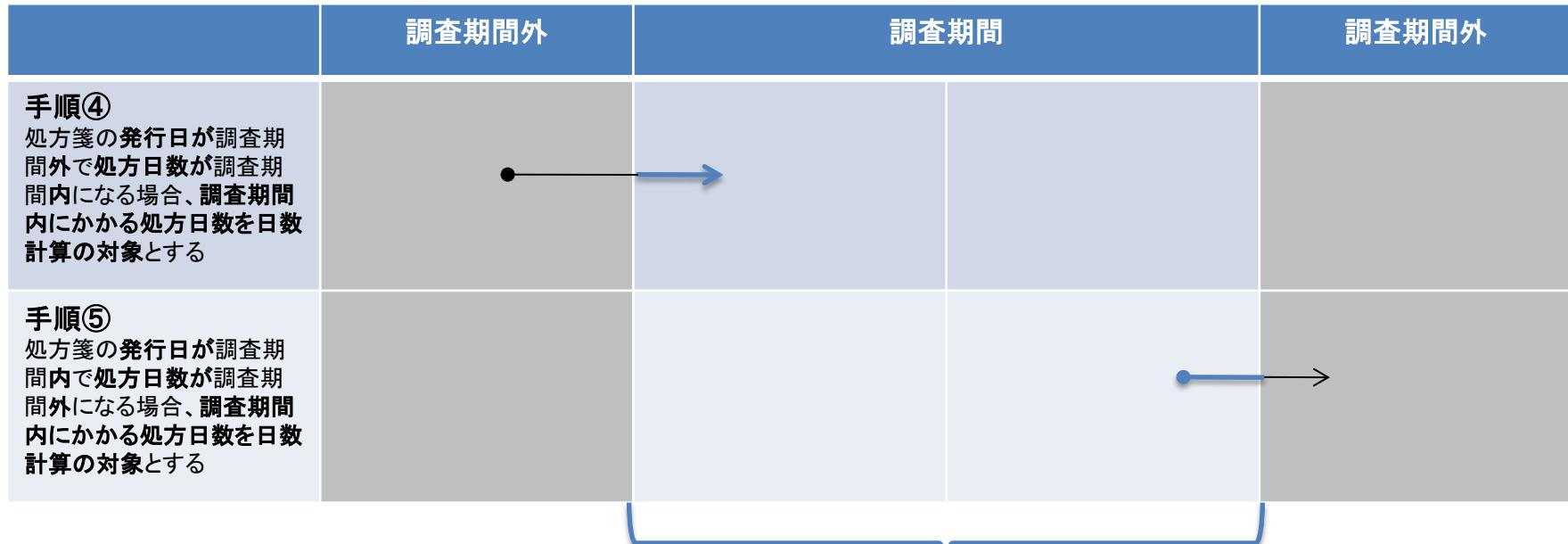
30日

14日

計算手順詳細 手順④、⑤

手順④ 処方箋の発行日が調査期間外で処方日数が調査期間内になる場合、調査期間内にかかる処方日数を日数計算の対象とする

手順⑤ 処方箋の発行日が調査期間内で処方日数が調査期間外になる場合、調査期間内にかかる処方日数を日数計算の対象とする



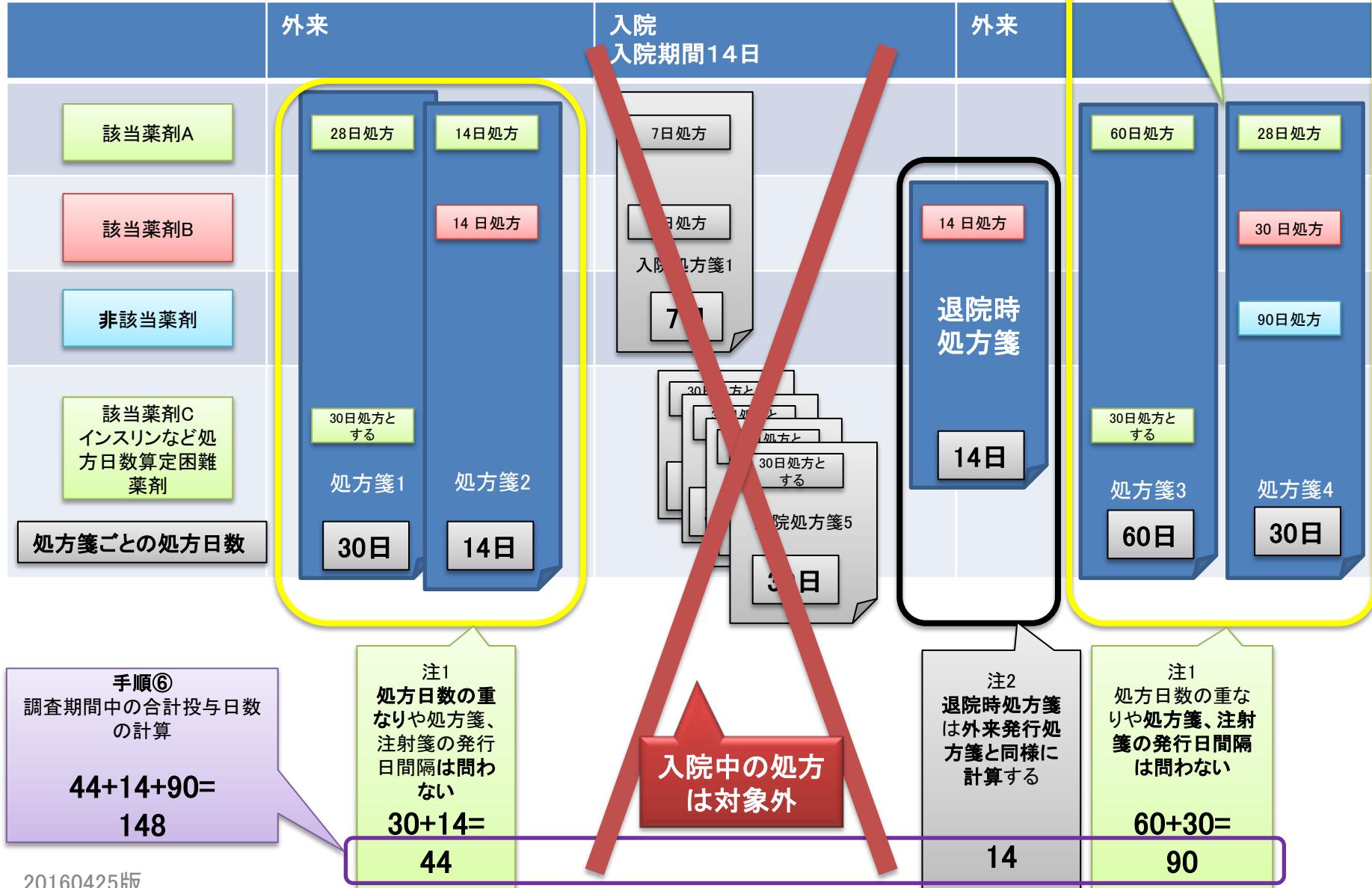
調査期間内にかかる日数のみを
日数計算の対象とする

計算手順詳細 手順⑥

手順⑥ 調査期間中の合計投与日数の計算

注1 処方日数の重なりや処方箋の発行日間隔は問わない

注2 退院時処方箋は外来発行処方箋と同様に計算する



計算手順詳細 手順⑦、⑧、⑨

手順⑦ 調査期間中に施行されたHbA1c(NGSP)の最終検査日とその値を求める

手順⑧ 調査期間中にHbA1c(NGSP)が一度も施行されていない場合には最終検査日、最終値とも空白とし、分母からは除外しない

注3 HbA1c(NGSP)最終検査日が初回処方日以前または処方日数が90日に達する前であっても調査期間中に検査が施行されていれば分母・分子から除外しない

手順⑨ 分母=合計処方日数が90日以上の患者数、分子=合計処方日数が90日以上かつHbA1c(NGSP値)が7.0未満の患者数とする。

施設コード	患者識別番号	合計処方日数	HbA1c最終検査日	HbA1c(NGSP)値	備考
011234567	0011111111	104	20100601	6.0	
011234567	0022222222	091			手順⑧
011234567	0033333333	200	20100512	10.3	
011234567	0044444444	154	20100411	7.0	
011234567	0055555555	123	20090801	5.8	

手順⑦

本計算手順では合計処方日数が365日を超える場合があるが、
合計処方日数を365日とせず、365日を超えた計算値を入力のこと

注3：HbA1c(NGSP)最終検査日が初回処方日以前または処方日数が90日に達する前であっても、調査期間中に検査が施行されていれば分母・分子から除外しない

※「処方日数が90日に達する前」は最終検査日に係ります。

対象期間	2011/01/01 ←————→ 2011/12/31	
処方期間1		処方日数の合計が90日以上そのため、分母対象
Case A	検査日1 	最終検査日が初回処方日以前だが、処方日数が90日あるため分母対象となり、検査日1が最終検査日となる。
Case B	検査日1 	処方日数が90日に達する前であるが、90日以上あるため分母対象となり、検査日2が最終検査日となる。
処方期間2		処方日数の合計が90日以下そのため、分母対象外
Case C	検査日1 	処方日数の合計が90日以下であるため、検査日が一つであれ対象外
Case D	検査日1 	処方日数の合計が90日以下であるため、検査日が一つであれ対象外